

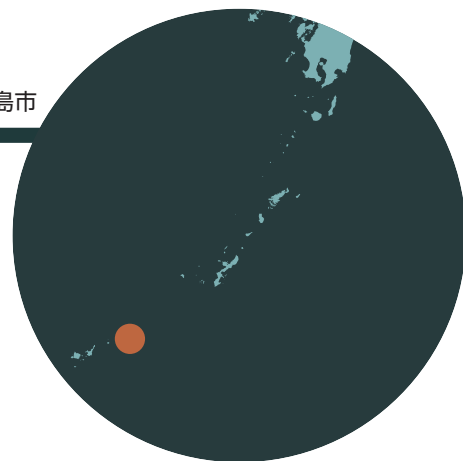
与那覇湾

よなはわん

沖縄県宮古島市



与那覇湾の概観



[登録番号]2062

[登録年月日]2012年7月3日

[面積]704ha

[湿地のタイプ]B:海洋の潮下帯域。海藻や海草の藻場、熱帯性海洋草原を含む、G:潮間帯の泥質、砂質、塩性干潟、A:低潮時に6メートルより浅い永久的な浅海域。湾や海峡を含む

[保護の制度]国指定鳥獣保護区特別保護地区
[国際登録基準]1、2、6

湿地の概要

宮古島は、沖縄本島から南西へ約287km離れた場所に位置し、周囲約131km、面積約1万5,900ヘクタールの、高温多湿な亜熱帯海洋性気候の島である。その宮古島の南西部に位置し、宮古島市平良と下地にまたがっている島内最大の干潟が与那覇湾で、満潮時は最大水深200cm、最高潮位205cmにもなる。

沿岸部には干潟を取り巻くようにメヒルギなどのマングローブ林、陸域にはアダン群落、オオハマボウ群落などが占め、また湾口付近にはリュウキュウスガモ、

ベニアマモ、ボウバアマモを主とする広大な海草藻場広がっており、多様な自然環境を有している。与那覇湾では、底生生物、甲殻類、魚類などが豊富であるために、シギ・チドリ類、サギ類などの水鳥にとって欠かせない採餌場や休息場として利用されている。その他にも、多くの種の鳥類が中継地や越冬地として利用しており、与那覇湾及びその周辺は2011年11月には集団渡来地の保護区として、国指定の鳥獣保護区、特別保護地区にも指定されている。



湿地にかかわる動植物

底生生物、甲殻類、稚魚などが豊富なこの干潟は、シギ・チドリ類、サギ類などの渡りをする水鳥等にとって欠かせない採餌場や休息場である。毎年50~150羽程度のシロチドリ、メダイチドリ、ダイゼン、チュウシャクシギなどがそれぞれ飛来し、合計すると500羽前後のシギ・チドリ類が確認される。また、絶滅が危惧されているクロツラヘラサギ、ツクシガモ、セイタカシギ、アカアシシギ、ハシブトアジサシなどの希少な鳥類の飛来も確認されている。繁殖地としても重要で、湾口の岩礁では絶滅危惧種Ⅱ類のベニアジサシやエリグロアジサシが繁殖し、ま

た、海岸林では絶滅危惧種ⅠB類のキンバトの繁殖が確認されている。その他にも、宮古諸島は絶滅危惧Ⅱ類のタカ科サシバの最大の中継地でもあり、与那覇湾の海岸林にも多くのサシバが羽を休めに飛来する。

宮古島には固有種もあり、与那覇湾周辺には絶滅危惧ⅠA類のミヤコカナヘビ、絶滅危惧種ⅠB類のミヤコヒメヘビなどの希少種も生息している。また、湾口周辺には国際的に希少なタイマイ、アカウミガメ、アオウミガメを見ることができ、与那覇湾は多くの生物種を育む生物多様性豊かな干潟である。



川満漁港北のマングローブ



ダイシャクシギ

保全・管理の取組

与那覇湾及びその周辺は2001年12月に日本の重要湿地500に選定され、2010年9月にはラムサール条約湿地潜在候補地に選定されている。その後、2011年11月にはシギ・チドリ類の集団渡来地の保護区として、国指定の鳥獣保護区、特別保護地区に指定された。

2012年7月には、与那覇湾はラムサール条約に登録された。同条約では、湿地の保全再生を図りつつ、地域による賢明な利活用のもと湿地の保全・再生を進め

ることが大事であり、それを支えるための交流・学習も重要である。与那覇湾を将来にわたって保全し、活用していくため、2014年3月に与那覇湾及び周辺地域も含めた「与那覇湾及び周辺利活用基本計画」が作成された。

本基本計画内に定められた整備方針に則り、与那覇湾散策サイクリングコースエリアでの干潟生物観察に適したアクセス道や駐車場、遊歩道の整備、案内板の設置などが行われた。



野鳥観察会

ワイズユースの取組

「宮古島では旧暦3月3日を「サニツ」といい、女性たちが浜に出て、季節を祝い、身体を潮で清め、潮干狩りを楽しむ伝統行事「浜下り」が行われる。与那覇湾の西側に位置する「サニツ浜」は、地域の文化と伝統を継承する場で、宮古馬による伝統的な浜競馬や宮古角力と呼ばれる相撲、サニツ浜カーニバルなどが行われてきた。また、海岸沿いには多くの御嶽と神社もあり、古くから信仰や祭祀の場として親

しまれている。

その他にも、与那覇湾は多くの渡り鳥が訪れる場所であり、宮古野鳥の会は市民を交えて野鳥観察会を行っている。キアシシギやチュウシャクシギ、サギ類などの野鳥を観察することができる。

また、宮古野鳥の会は近隣の小・中学校で「与那覇湾の鳥類」や「与那覇湾のカニ」や「与那覇湾のマングローブ」などを取り上げて環境教育も行っている。



サニツ浜カーニバルでの綱引き(2014年度)



サニツ浜カーニバルでの十人十一脚(2011年度)

関連自治体

宮古島市役所 ☎0980-72-3751

特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約(ラムサール条約)

ラムサール条約は、1971年2月2日にイランのラムサールという都市で開催された国際会議で採択された、湿地に関する条約です。正式名称は、「特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約」といいますが、採択の地にちなみ、一般に「ラムサール条約」と呼ばれています。2023年2月末現在、世界で172カ国が加入しています(日本は、1980年に加入)。

ラムサール条約では、沼沢地、湿原、泥炭地または陸水域、および水深が6メートルを超えない海域などを、湿地と定義しています。その中には、湿原、湖沼、ダム湖、河川、ため池、湧水地、水田、遊水地、地下水系、塩性湿地、マングローブ林、干潟、藻場、サンゴ礁などが含まれます。湿地分類の詳細は、こちらを参照してください。 https://www.env.go.jp/nature/ramsar/conv/Wetland_Type.html

国際的に重要な湿地の選定基準

基準1: 特定の生物地理区内で、代表的、希少または固有の湿地タイプを含む湿地。

基準2: 絶滅のおそれのある種や群集を支えている湿地。

基準3: 特定の生物地理区における生物多様性の維持に重要な動植物を支えている湿地。

基準4: 動植物のライフサイクルの重要な段階を支えている湿地。または悪条件の期間中に動植物の避難場所となる湿地。

基準5: 定期的に2万羽以上の水鳥を支えている湿地。

基準6: 水鳥の1種または1亜種の個体群の個体数の1%以上を定期的に支えている湿地。

基準7: 固有な魚介類の亜種、種、科、魚介類の生活史の諸段階、種間相互作用、湿地の価値を代表するような個体群の相当な割合を支えており、それによって世界の生物多様性に貢献している湿地。

基準8: 魚介類の食物源、産卵場、稚魚の生育場として重要な湿地。あるいは湿地内外の漁業資源の重要な回遊経路となっている湿地。

基準9: 鳥類以外の湿地に依存する動物の種または亜種の個体群の個体数の1%以上を定期的に支えている湿地。

注)魚介類: 魚、エビ、カニ、貝類

与那覇湾(よなはわん)

発行: 環境省自然環境局野生生物課 編集協力: 日本国際湿地保全連合 デザイン: 安部彩野デザイン事務所

写真提供: 仲地邦博

この資料は、環境教育や非商業目的の利用を行う場合、出典を明らかにしていただければ、環境省の許可なくして全部あるいは一部を複製することができます。

参考のため、複写物を環境省までお送りいただければ幸いです。許可なくしての商業的利用を禁止します。

2023.03